

国住指第 2003 号
平成 15 年 9 月 12 日

別紙 指定性能評価機関の長あて

国土交通省住宅局建築指導課長

**海外の試験機関における試験結果を用いた
ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価について**

今般、ホルムアルデヒド発散建築材料に係る性能評価業務規程の国土交通大臣認可申請の指針として、海外の試験機関における試験結果を用いた性能評価方法の当面のガイドラインをまとめましたので通知します。

記

**海外の試験機関における試験結果を用いた
ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係るガイドライン**

1. 適用

本ガイドラインは、建築基準法（以下「法」という。）施行令第 20 条の 5 第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定するホルムアルデヒド発散建築材料の大臣認定に係る性能評価について、指定性能評価機関がその責任において契約を結んだ海外の試験機関の実施する試験結果を用いて性能評価を行う場合に適用する。

2. 試験方法

性能評価に用いる海外の試験機関の試験結果は、指定性能評価機関が国内で実施している方法と同一の方法（試験条件を含む。）により試験されたものであること。

3. 海外の試験機関

海外の試験機関は、指定性能評価機関の指定の基準（法第 77 条の 56 第 2 項で準用する法第 77 条の 38）を満たす機関であること。

4．現地調査

試験を行う海外の試験機関は、試験設備、試験の実施体制その他について、国土交通省職員又はその依頼を受けた者（「国土交通省職員等」）及び契約する指定性能評価機関の職員又は評価員による現地調査が行なわれたものであること（この場合の国土交通省職員等の旅費等は国土交通省が負担する。）

5．性能評価業務規程（業務方法書を含む）の変更等

本ガイドラインに基づき、海外の試験機関と契約して、その試験結果を用いてホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価を行うとする指定性能評価機関は、性能評価業務規程（業務方法書を含む）の変更等所要の手続きを行うこと。

6．翻訳

本ガイドラインに基づく性能評価に係る大臣認定審査に必要な書類について海外試験機関が作成する場合には、日本語の翻訳を添付すること。

7．その他

その他、指定性能評価機関は、海外の試験機関と協議の上、実務上必要な取り決めを文書で行うこととすること。

別紙

財団法人 日本建築センター 理事長
財団法人 建材試験センター 理事長
財団法人 ベターリビング 理事長
財団法人 日本建築総合試験所 理事長
財団法人 日本住宅・木材技術センター 理事長
財団法人 日本紡績検査協会 理事長
財団法人 日本合板検査会 理事長
財団法人 日本塗料検査協会 理事長
財団法人 化学物質評価研究機構 理事長
財団法人 東海技術センター 理事長
北海道立北方建築総合研究所 所長